

第5回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第5回定例会

令和2年8月28日

開会 13時30分

閉会 15時00分

出席委員

(22名)

会長 依田繁二

1 荻原勝夫

2 深井佳人

5 関一夫

6 小林澄男

7 小山孝幸

8 青木茂良

10 成山喜枝

11 柳澤峰晴

12 宮下通

13 大塚賢

会長代理 若林泰平

14 齊藤敏彦

15 関敏夫

16 小宮山信幸

17 小野澤文利

18 笹平民男

推進 射手誠司

推進 佐藤邦利

推進 関泰秀

推進 杉田修司

推進 荻原誠一

欠席委員

3 武井誠

議事録署名委員

11 柳澤峰晴

12 宮下通

出席職員

(5名)

農業委員会事務局

事務局長 関 博一

事務局次長 小宮山 真二

事務局 河口 晋也

事務局 土屋 綾

事務局 伊藤 世志子

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画について

第5回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 市役所本館 全員協議室

会長代理

ご苦勞様です。令和2年度第5回定例総会を開催します。本日は武井委員が欠席です。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは、第5回定例総会を進めさせていただきます。7月の定例総会、第6期委員の皆さんの表彰状贈呈式はご苦勞様でした。新型コロナウイルス感染拡大が心配される中、無事終了する事が出来ました。今年の梅雨は異常な長雨で梅雨明け後は猛暑でしたが、水稻、ブドウを始め果実の膨らみも増しており、秋の収穫に向けた季節となりました。8月25日の新人研修も終わり、農地パトロールも厳しい暑さの中、熱中症対策を行ない頑張っていたきたいと思います。又、今年是人・農地プランの実質化に向けて、具体的な行動提案がなされる年でもあります。第7期1年目の後半になるわけですが、委員の皆さんと共に頑張りたいと思います。

本日の議事録署名人は、11番柳澤委員12番宮下委員をお願いします。それでは議事に入ります。第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について事務局よりお願いします。

事務局

それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、説明します。

番号1、〇〇、図面は1ページをご覧ください。〇〇から北に350メートルほど進んだ先にある農地です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では野菜を栽培する予定です。譲受人の自宅の隣接地ということで近いため、問題ないと判断しました。なお、受入れ者経営面積が0平方メートルですが、今月の農地利用集積計画において2,446平方メートルを利用権設定で使用貸借するので、申請面積の679平方メートルと合わせ3,125平方メートルとなり、設定下限面積の3,000平方メートルを超えるものとなります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員

兄弟での贈与となります。譲渡人が兄で、譲受人が弟です。当該農地の近くに何年前かに譲受人が農地転用して住宅を建てました。今回兄からその近くの農地を贈与し野菜を栽培するそうです。ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につ

きまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして第2号議案農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。計画変更1、〇〇、図面は2ページをご覧ください。〇〇の東にある農地です。計画変更申請で倉庫敷地の申請です。申請者は〇〇の方です。当初は譲受人が昭和58年に住宅敷地として許可を受けたのですが、実家の隣地に住宅を建設したため、申請地での住宅建設は中止していました。このたび申請地に農機具や資材の倉庫を建築したいということで、用途を変更するための申請です。第2種農地で、代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号1、〇〇、所有権移転です。図面は4ページをご覧ください。〇〇の北にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在アパートに住んでいますが、手狭なため申請地に住宅を建築したいとのことです。第2種農地で代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号2、〇〇、所有権移転です。図面は6ページをご覧ください。〇〇から東に900メートルほど進んだ先にある農地です。太陽光発電設備敷地の申請です。譲受人は〇〇の売電事業を行っている業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は申請地に太陽光発電設備を設置したいとのことです。パネル枚数は252枚、発電出力は49.5キロワットです。配置は図面8ページを参照してください。なお、雨水対策及び地元協定等については、太陽光発電施設設置に関するガイドラインの基準をクリアすることを前提に生活環境課と現在協議中です。第2種農地で、代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号3、〇〇外1筆、賃貸権設定です。図面は9ページをご覧ください。〇〇にある農地です。資材置場敷地の申請です。譲受人は土木資材製造販売業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の方と〇〇の方です。譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。工業地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号4、〇〇、賃借権設定です。図面は11ページをご覧ください。〇〇の北にある農地です。資材置場敷地の一時転用申請です。譲受人は鉄骨加工業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は〇〇のホテル建設工事の受注をしましたが、積み下ろしクレーン

の揃っている土地の隣接地の資材置場がなく、その条件を満たす申請地を資材置場として利用するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。なお、利用期間は許可日から2か月間で、期間満了後は農地へ原状回復するものです。農用区域内農地ですが、一時的な利用に供するものであり、代替性がなく、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないため、転用はやむを得ないと判断しました。以上です。

議長 ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。計画変更1の案件につきまして杉田委員より説明をお願いします。

杉田委員 場所は〇〇、〇〇から東に100メートルほど入った道路沿いです。〇〇さんが譲受人で昭和58年に家を建てるということで取得しました。実家のある〇〇に住宅を建てたため、野菜畑として使用していました。今回この場所に7坪ほどの倉庫を建てまして、農業用機械その他資材等を入れたいそうです。他は野菜畑として使用するという事です。この場所は住宅に囲まれています。近隣の了解も得ておりますので問題ないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございました。それでは質疑に入ります。計画変更1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。計画変更1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号1の案件について、杉田委員より説明をお願いします。

杉田委員 〇〇の北にある農地です。譲渡人の〇〇さんは相続で取得した農地です。〇〇に住んでいた〇〇さんの甥で子供がいないので〇〇さんに遺贈しました。〇〇さんは〇〇に住んでいまして、売却したいということでした。譲受人の〇〇さんは〇〇のアパートに住んでいまして、住宅を建てたいと2、3ヶ所探しておりました。周辺に対する農地への影響ですが、調べたところ特段問題がありませんでした。周辺も住宅が建っておりますので、転用はやむを得ないかと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございました。それでは質疑には入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号2の案件につきまして、大塚委員より説明をお願いします。

大塚委員 説明します。〇〇から900メートル先にある農地です。譲受人は〇〇の業者で〇〇です。譲渡人は〇〇さんです。〇〇さんは障害があり、母親も入院していて農業ができないということです。娘さんに話を聞くことができて、手放したいとのことでした。この計画は2年前にもありましたが、途切れていました。〇〇は小売業、売電事業を行っている会社です。この場所は傾斜が厳しく雨水は地下浸透させるということです。隣接する方3名おまして説明済ということです。災害については、定期的にパトロールを行い、看板を設置して誰でも分かるようにするそうです。土砂の流出は土留を作り防ぐそうです。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑にはいります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

佐藤委員 太陽光発電に関しては基本的に賛成ですが、急傾斜地に太陽光パネルを設置する場合、災害対策として芝とかの緑菜を植えて土砂の流出を防ぐ対策をしたらいいと思います。クローバーは根が張りますので一番いいかと思います。今後許可する条件にすればいいと思いますがいかがでしょうか。

事務局 災害対策の基準を設けてという質問ですが、東御市では太陽光発電施設設置に関するガイドラインの中で基準を設けてクリアしないと設置できないようになっており、生活環境課で許可が出ません。今回の場所は、急傾斜地ということで、雨水に関しては、図面のパネル設置図に書かれていますが、一カ所集中ではなくそれぞれで地下浸透するようになっております。事務局も担当委員も念入りに調査をしての申請となっておりますので対策は大丈夫かと思えます。又、生活環境課とも現在協議をしております。

小野澤委員 この場所は常に水が出ていて非常に心配な所なので、生活環境課でガイドラインに沿って対策をしっかりとっていただきたいと思えます。

齊藤委員 皆さんの意見を聞きまして雨水対策はしっかりやっていますが、ここ数年予想を上回る雨が降ります。今の気象状況はこれまでの対策では対応できないようになってきているので、雨水対策を厳しくしていただいたうえで許可をしていただきたいと思えます。又、周辺へ土砂が流れないように市がしっかり対策をしてほしいと思えます。

事務局 以前に東側のところで土砂が流出したことがありました。市はガイドラインを作り地元と協定を結び市が主体となって立合い人として間に入り、業者と地元で協定書を結ぶというところまでできております。雨水対策も場所によって違いはありますが、同様な仕組みとなっております。

議長 他にございますか、ないようですので採決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号3の案件について、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員 ○○はコンクリートを作る会社で製品の保管場所が不足したため今回の申請になりました。場所は○○に隣接していて、工場からすぐ保管できる場所にあります。用途地域内であり、市の産業育成の面からみても良いことだと思えます。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

齊藤委員 今まで資材置場の許可をたくさん出してきたわけですが、その後をみると乱雑に置いてあって市の景観を損ねるという事例が発生しております。経過の中に取り入れて指導していただけたらと思えます。

議長 他にございますか、ないようですので採決に入ります番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号4の案件について、深井委員より説明をお願いします。

深井委員 場所は○○の近くです。2, 107平方メートルの農地です。譲受人は○○で鉄骨加工業をやっております。2ヶ月間の一時転用です。○○のホテルで使用する鉄骨を保管するということです。5メートルから20メートルの鉄骨を250本保管するそうです。隣接するところに○○の重機置場がありまして、それを借りまして作業をするということです。譲渡人の○○さんは○○に住んでいまして耕作はしていません。隣接する方には了解を得ているということです。以前にも資材置場として一時転用したことがあるそうです。以上です。

関委員 資材置場として使用していると、畑としての価値はないと思いますが、良いのでしょうか。

事務局 2ヶ月間の一時転用申請となっております。期間終了後は畑への現状回復を行うので、再度農地として取り扱うこととなります。

議長 他にございますか、ないようですので採決に入ります番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして第3号議案農地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局 第3号議案農地利用集積計画8月分について説明します。利用権設定は13件27筆29、395.18平方メートルです。所有権移転は4件7筆9、845平方メートルです。中間管理事業は7件11筆22、951平方メートルです。8月の合計は24件45筆62、191.18平方メートルです。

議長 ありがとうございます。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。ただ今の説明について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。
続きまして第5回農業経営改善計画認定審査会の説明を事務局からお願いします。

事務局 第5回農業経営改善計画認定審査会について説明します。今回は1件の申請で更新です。申請者は〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんです。農業経営改善計画、農業経営体の営農活動の現状及び目標についてですが、現状、目標共に稲作です。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標ですが5年前の計画を達成したので、更に目標を高くしていくそうです。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標ですが、生産は水稻、ソバは作付面積を拡大するそうです。又作業委託は現状維持ということでした。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置ですが、農業機械の大型化による作業で効率を高めたいそうです。その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置ですが、認定農業制度の活用、水田面積を増やすそうです。雇用者ですが、臨時雇用で〇〇を雇いたいそうです。生産方式の合理化に係る農業機械等

の取得計画ですが、トラクター、コンバイン、田植機を各〇台取得したい
そうです。以上です。

議長 ありがとうございます。小野澤委員より説明をお願いします。

小野澤委員 ○〇さんは〇〇で稲作中心に行っております。家族で経営しております。
〇〇さんにお話を聞きました。、水稻は50件以上の方の請負で、ソバは
〇〇の管理をしています。ソバは個人でも営農していきたいそうです。こ
の地域につきましては、高齢化それに伴いまして後継者不足による遊休農
地が増えています。〇〇さんは今回も更新して積極的にやっていきたいと
いうことです。地域の中心的な方なので頑張っていたきたいと思います。
特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は
挙手の上発言をお願いします。ないようでしたので農業経営改善計画の意見徴
収について終了します。

以上をもちまして議事を終了します。慎重審議のご協力ありがとうございました

議事録署名人 _____

(※直筆でお願いします)